

産廃キング 消費税率変更の設定方法

2019年10月1日の消費税率変更にあたり、**産廃キングの設定**が必要です！

10月1日以降の売上日(仕入日)の伝票作成をする前に設定をしていただくようお願い致します。
設定をしていただかないと、正常に消費税率が反映されませんのでご注意ください。

複数台のパソコンで運用されている方は、
どれか1台のパソコンで一度設定をしていただくだけで大丈夫です。

※現時点で設定していただいて問題ありません。(2019年7月現在)
※**特注・指定請求書は除きます**。お使いのお客様は別途お問い合わせください。

【設定方法】

1. [メインメニュー] → [マスター] → [基本マスター] → **[税種別マスター]**を開いて下さい
2. [税率(新)]を「**10.00**」、[税率(旧)]を「**8.00**」、[施行日]を「**2019/10/01**」と変更して下さい
3. **[保存]**をクリックし、画面を終了して下さい

以上で、設定は完了です。

税種別マスター - 産廃キング

コード: 1
名称: 消費税
税率(新): 8.00 %
税率(旧): 5.00 %
施行日: 2014/04/01

コード	名称	税率(新)	施行日	税率(旧)
1	消費税	8.00	2014/04/01	5.00

最終更新者: 最終更新日: 2019/06/28 11:04

税種別マスター - 産廃キング

コード: 1
名称: 消費税
税率(新): 10.00 %
税率(旧): 8.00 %
施行日: 2019/10/01

コード	名称	税率(新)	施行日	税率(旧)
1	消費税	10.00	2019/10/01	8.00

最終更新者: 最終更新日: 2019/06/28 11:04

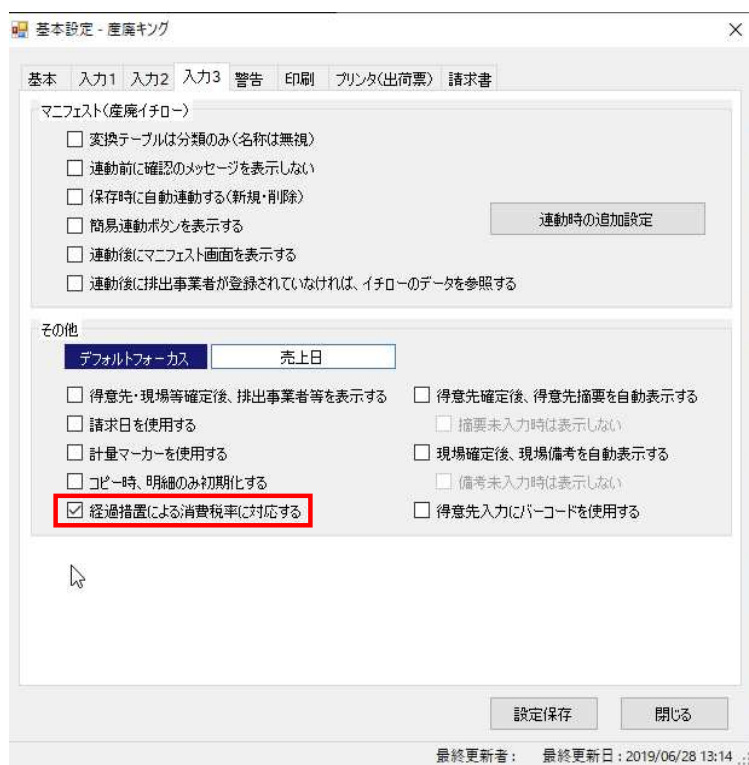
【経過措置の設定について】

10月1日以降も消費税8%として請求処理を可能とする方法です。

伝票毎に消費税8%の状態で作成できる設定です。

※1枚の伝票の中で明細別に消費税率を変更することはできません。

1. 前ページの「税種別マスター」の設定をして下さい
2. [メインメニュー] → [ツール] → [基本設定] → [入力3]タブを開いて下さい
3. 「経過措置による消費税率に対応する」にチェックを入れて下さい
4. 伝票を作成し、「保存」をクリックすると消費税率を設定できるウインドウが出ます。
ここで8%として下さい
5. 必要な伝票の処理が全て完了した後で、「経過措置による消費税率に対応する」の
チェックを外しておいて下さい。
※チェックを外しておかないと、毎回伝票保存後に消費税率変更画面が出るため、
わずらわしいです。



伝票保存時のメッセージ画面



経過措置の設定にチェックが入ると売上(仕入)伝票保存時に左記ウインドウが出ます
8%にしてOKを押してください。